

過去5年間の相談件数 **1,500件超!**

税理士・司法書士・行政書士による

相続の無料相談会

相続税申告、遺産分割、生前贈与

事前予約制

3日間開催 2026年7月 ※予約日時によって受付時間が異なりますのでご確認ください。
9:00~21:00 **16**(木) **17**(金) **18**(土)

予約枠 ①9:00~ ②10:00~ ③11:00~ ④12:00~ ⑤14:00~ ⑥15:00~
 ⑦16:00~ ⑧17:00~ ⑨18:00~ ⑩19:00~ ⑪20:00~

※16日(木)は②~⑪の時間帯のみ受付

会場 飯塚市文化会館
 (イツカコスモスコモン)
第1会議室
 〒820-0041 飯塚市飯塚 14番66号
 TEL:0948-21-0505



相続に関するこんなお悩みありませんか？

- ☑ 相財財産がいくらあるか分からず、相続税がかかるかどうか不安…。
- ☑ 親の介護をしているのに、相続は何もしていない兄弟と平等だと、正直納得がいかない…。
- ☑ 実家の名義変更をしたいが、手続きが複雑で何から始めればよいか分からない…。
- ☑ 自分が亡くなった後、兄弟や子どもに負担をかけたくないが、何を準備すればいいかわからない…。



参加特典

相続の手続き・対策がわかる
「相続パンフレット」をプレゼント!



相続相談会ご予約ダイヤル

0120-80-8864

※他の日程でのお電話、オンライン面談(Zoom、LINE)も随時承っております。お気軽にお問い合わせください。



LINEでご予約

LINEから無料相談会の日程を簡単に予約可能



まだ時間はあると思いませんか？

相続税の申告・納税期限は 亡くなってから、10カ月です！

相続税は **10カ月以内** に税務署への申告と納税（原則現金で一括納付）が必要です。

申告・納付が遅れた場合のペナルティ

- × 期限を過ぎると、本来払う必要のない「延滞税・加算税」が課される
- × 遺産分割が決まらないと「配偶者の税額軽減」などの大きな節税特例が使えない
- × 税務署の「独自の財産評価」で、高い税金を請求される恐れがある



期限内の正確な申告がないと、**税務調査の対象**になりやすいです！

- ✓ 相続税の申告は被相続人が亡くなってから **10ヶ月以内** にしなければなりません。
- ✓ 10ヶ月以内に戸籍の収集、相続財産の把握、遺産分割協議、相続税の申告等を行う必要があります。
- ✓ 相続の発生前に対策することで、納税資金の確保や遺産分割をスムーズに行えます。

相続税申告・相続手続きの専門家が お悩みにお応えします！



税理士法人アップパートナーズ
福岡天神・相続事業承継オフィス

所長／税理士・行政書士
豊福 陽子



税理士法人アップパートナーズ
福岡天神・相続事業承継オフィス

税理士
寺田 克史



税理士法人アップパートナーズ
福岡天神・相続事業承継オフィス

税理士
瀬片 淳二

税理士法人アップパートナーズ

■ 福岡天神・相続事業承継オフィス

〒810-0001
福岡県福岡市中央区天神1-10-20天神ビジネスセンター9階

司法書士法人アクティス

■ 天神オフィス

〒810-0001
福岡県福岡市中央区天神1-10-20天神ビジネスセンター9階



相談会に参加した人の声

話しやすさと豊富な知識が
決め手！



他社とも比較しましたが、一番話しやすく知識も豊富で依頼を決めました。チームで丁寧に対応してくださり、本当に安心です。今後も頼りにしたいと思える税理士さんです。

期限ギリギリの相談にも
丁寧に対応！費用も抑えられ
て大満足です！



前の税理士に不安を感じ、期限直前で相談しました。快く対応してくださり、家族全員が納得する形で無事に納税完了。費用も前の所の半分で済み、本当にお願ひして良かったです。

不動産売却から相続まで、
親身なサポートで不安が和ら
ぎました！



不動産売却の件で親身に相談に乗っていただき、不安が和らぎました。こまめに進捗連絡をくれるので安心感が違います。引き続き、次の相続の件でもお世話になる予定です。

相続相談会ご予約ダイヤル **0120-80-8864**

LINEご予約
QRコードはこちら▶

